

【2, 3号認定児】

利用者負担 (月額保育料)	2号認定児:令和元年10月の保育料無償化に伴い保育料は無料 3号認定児:利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担額		
延長保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間認定児が短時間認定の延長保育時間を利用した場合 1回につき150円。(保育標準時間の場合の保育料差額が上限) ・短時間・標準時間認定児が標準時間認定の延長保育時間を利用した場合。 朝、夜の各1回につき150円。(朝・夜、各3,000円が上限) 		
実費徴収 ・その他	費用名	徴収時期など	金額
	衛生費	入園時・進級時	0,1歳児 2,160円 2~5歳児 1,620円
	PTA会費	入園時・進級時	420円
	災害共済掛金※4	入園時・進級時	162円
	入園・進級用品代(名札、出席カード、シールなど)	入園時・進級時	3,4歳児1,120~3,360円 5歳児1,770円~3,350円
	主食代(2号認定児のみ)	毎月	1,000円
	副食代(2号認定児のみ)※5	毎月	4,500円
	名札※6	随時 / 1個	140円
	紅白帽※6	随時 / 1個	1,100円
	はさみ※6	随時 / 1個	430円
	クレヨン※6	随時 / 1個	660円
	色鉛筆(5歳児のみ) ※6	随時 / 1個	650円
	自由画帳※6	随時 / 1冊	430円
留意事項	<p>※4 転園などでその年度内に既に参加している場合、その年度は徴収しません。</p> <p>※5 世帯年収360万円未満および児童が第3子の場合は免除されます。</p> <p>※6 紛失・破損・消耗したときは再度購入していただきます。</p> <p>※ 生活保護対象世帯には石狩市の実費徴収補助を受けられる場合があります。その他、行事写真等の販売や親子レクリエーションの保護者給食費、お昼寝時の布団など任意の購入により料金の発生するものがあります。その場合は、お便り等でお知らせします。</p> <p>※ 延長保育料と消耗破損した道具にかかる請求は、月末で締めて翌月の諸経費とあわせて請求します。その他の諸経費は当月に請求します。</p>		